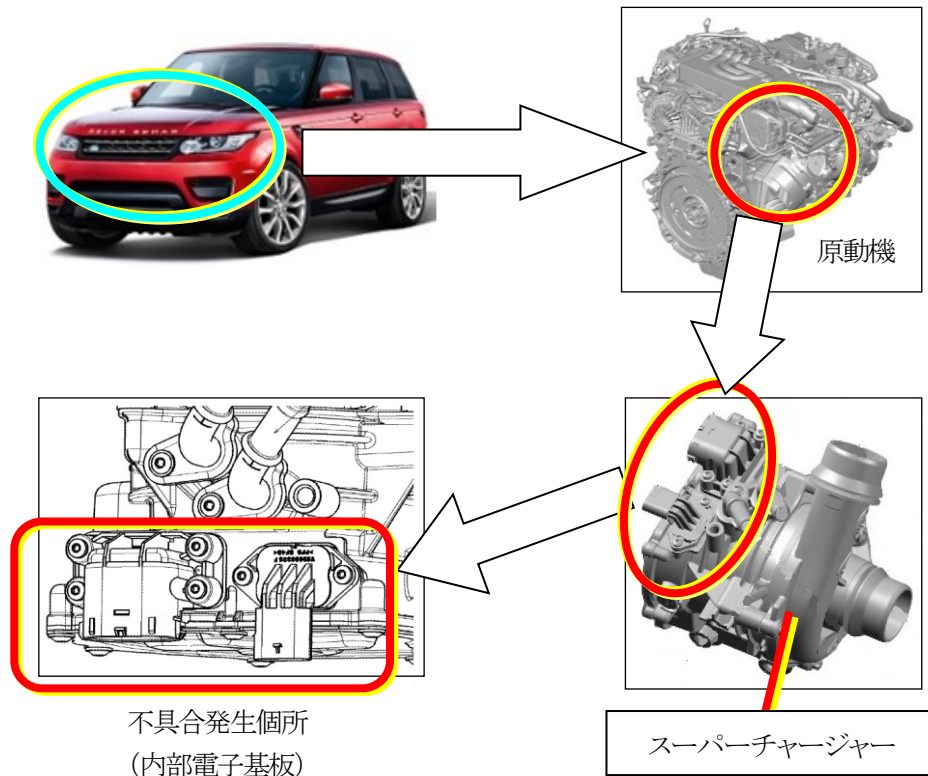


改善箇所説明図



注： は、交換部品を示す。

基準不適合発生箇所

原動機において、電動スーパーチャージャー回路基板の製造が不適切なため、電子部品と配線の距離が少ないものがある。そのため、走行振動等により電子部品と配線が短絡し、インストルメントパネル上の警告灯（M I L）が点灯することがある。

改善の内容

全車両、全車両、電動スーパーチャージャーを良品に交換する。

識別：対象台数が1台で確実な処理を実施する為、識別措置はとらない。